

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 7 号

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則（平成 2 0 年上尾市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 排泄管理支援用具の部ストーマ装具の款消化器系の項中「8, 8 5 8」を「人工肛門 1 か所につき 8, 8 5 8」に改め、同款尿路系の項中「1 1, 6 3 9」を「人工膀胱又は腎瘻 1 か所につき 1 1, 6 3 9」に改め、同部紙おむつの項第 2 号中「脳性麻痺等の」を「おおむね乳幼児以前に脳性麻痺等を発症し、当該時期から」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。